

○池田町有料広告掲載に関する要綱

平成 20 年 3 月 25 日 告示第 16 号  
改正

平成 21 年 4 月 1 日 告示第 28 号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、町の財産を広告媒体として活用し、広告媒体へ広告を有料で掲載することで町の新たな自主財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、池田町(以下「町」という。)が掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

**第2条** 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 広報いけだ
- (2) 町公式ホームページ
- (3) その他町長が広告掲載を認めるもの

(広告の掲載基準)

**第3条** 広告は、行政広報の公共性及び品質を損なうおそれがないもので、次のいずれかの要件に該当しない限り、掲載することができる。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条の適用を受ける業種であるもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条の適用を受ける業種であるもの
- (4) 政治又は宗教に関するもの
- (5) 人権の侵害又は名誉毀損になるもの
- (6) 個人又は団体などの主義主張又は意見に関するもの
- (7) 法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 個人又は法人の名刺広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (11) 虚偽又は誇大な表現で広告として不適切なもの
- (12) 町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (13) 前各号に定めるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

(広告の掲載順序)

**第4条** 広告の掲載順序は、原則として申し込みの順序とする。ただし、町長が認める広告については、その限りでない。

(広告掲載料)

**第5条** 広報掲載料は、1 枠あたり次のとおりとする。

- (1) 広報いけだ 1号につき裏表紙 10,000 円、見開き紙面 8,000 円

(2) 町公式ホームページ(バナー広告) 月額 3,000 円。ただし、6月分の一括掲載申し込みがあった場合は、1月分の掲載料を割引くものとする。

(3) その他の広告媒体 町長が定める額

(広告の位置、規格等)

**第6条** 広告の位置、規格等(以下「広告の位置等」という。)は、別表第1に定めるとおりとする。

(広告の募集)

**第7条** 広告の募集は、広報紙、町公式ホームページ等により広く行うものとする。

(広告掲載の申込)

**第8条** 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、池田町有料広告掲載申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、別表第1に定める申込期限までに町長に申し込むものとする。

(1) 掲載しようとする広告の原稿案又は広告物

(2) 会社案内、パンフレット等(事業内容、社歴等が分かるもの)

(3) その他広告媒体ごとに別に定めるもの

(広告掲載の決定等)

**第9条** 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、第3条の掲載基準に基づき内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、その結果を池田町有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 町長は、申込者に対し広告掲載決定通知を行う際に、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

3 町長は、第1項の規定に基づき掲載の可否を決定するにあたり、疑義が生じた場合は、審査会に意見を求め、当該広告の掲載の可否を決定することができるものとする。

4 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに、掲載しようとする広告の完全版下原稿(電子データ)を、町長に提出するものとする。

(広告主の責任等)

**第10条** 広告の内容に関する責任は、広告掲載の決定を受けた広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して町又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 版下原稿の作成経費等、広告の手續にかかる経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納入)

**第11条** 広告主は、町長が指定した期日までに、広告掲載料を一括前納しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

**第12条** 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができない場合は、広告掲載料の一部又は全部を還付することができる。

(広告掲載の取り下げ)

**第 13 条** 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを申し出ることができる。ただし、既納の広告掲載料は還付しない。

2 広報いけだの場合、広報紙発行日の 20 日前以降は、原則として広告掲載の取り下げ及び広告内容の変更はできないものとする。

(広告掲載の取消)

**第 14 条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載料を町長が指定した期限までに納入しなかったとき

(2) 完全版下原稿を町長が指定した期限までに提出しなかったとき

(3) その他町長が必要と認めたとき

2 町長は、前項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、広告主に対して池田町有料広告掲載取消通知書(様式第3号)を送付するものとする。

(広告代理店等への業務委託等)

**第 15 条** 町長は、広告代理店等に、広告の募集若しくは広告の完全版下原稿の提出等を業務委託し、又は広告枠を直接売り渡すことができる。

2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、別に定めるものとする。

(協議)

**第 16 条** この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方が協議して解決を図るものとする。

(委任)

**第 17 条** この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**(平成 21 年 4 月 1 日告示第 28 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第6条関係)

	広報いけだ	町公式ホームページ (バナー広告)	その他の広告媒体
掲載位置	裏表紙下段及び見開き紙面下段(ページ内での掲載位置は、町長が指定するものとする。)	トップページで町長が指定する位置	当該広告媒体ごとにその都度別に定める。
規格(1枠)	裏表紙若しくは見開き紙面 縦 42 mm×横 88 mm (同じ広告主が1ページに2枠掲載する場合は、縦 42 mm×横 170 mm。広告の掲載は1広告主について広報1号につき2枠を上限とする。)	縦 60ピクセル 横 150ピクセル データ容量 8KB以内 形式 GIF、JPEG形式の静止画(点滅、切り替わりなど動きのあるものは不可)。画像のALT属性テキストは、「広告:会社名」とする。	
掲載期間	1号を単位とし、複数月にわたる掲載も可能で、最長連続 12号とする。ただし、当該年度を超えることはできない。	1月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能で、最長 12月とする。ただし、当該年度を超えることはできない。(広告掲載の開始日及び終了日は、別途町長が定める日とするが、開始日は、原則として当該広告を掲載する月の初日、終了日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。)	
募集枠数	1号あたり2枠以上とする	1月あたり2枠以上とする	
掲載の申込期限	掲載を希望する号の発行日の原則 40 日前	掲載希望月の初日の原則 40 日前	
原稿の形態	電子データ(ファイル形式はEPS、TIFF、PDF又はJPEGのいずれかとする。EPSの場合、フォントはアウトラインをとること。JPEGの場合、できるだけ低圧縮・高画質のものとする。)	電子データ(ファイル形式はGIF又はJPEGとする。)	
その他		広告掲載期間中に公式ホームページを閉鎖した場合、その日数に応じて掲載期間を延長するものとする。ただし、閉鎖日数が1日に満たない場合は、掲載期間の延長は行わない。	